

## 《H24～H26年度の保険料》

保険料段階	要件		調整率	年額保険料 (月額保険料)	
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人		×0.50	30,000円 (2,500円)	
第2段階	本人が 市民税非課税	本人の前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下の人	×0.50	30,000円 (2,500円)	
第3段階		同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税 本人の前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円を超え 120万円以下の人	×0.70	42,000円 (3,500円)	
第4段階		第2段階、第3段階の いずれにも該当しない人	×0.75	45,000円 (3,750円)	
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる人	本人の前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下の人	×0.90	54,000円 (4,500円)
第6段階 (基準額)			第5段階に該当しない人	×1.00	60,000円 (5,000円)
第7段階		本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額が 125万円未満の人	×1.20	72,000円 (6,000円)
第8段階	本人の前年の合計所得金額が 125万円以上190万円未満の人		×1.30	78,000円 (6,500円)	
第9段階	本人の前年の合計所得金額が 190万円以上300万円未満の人		×1.50	90,000円 (7,500円)	
第10段階	本人の前年の合計所得金額が 300万円以上500万円未満の人		×1.70	102,000円 (8,500円)	
第11段階	本人の前年の合計所得金額が 500万円以上700万円未満の人		×2.00	120,000円 (10,000円)	
第12段階	本人の前年の合計所得金額が 700万円以上の人		×2.25	135,000円 (11,250円)	